

第93回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年12月10日（月）午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年12月10日（月）午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成30年12月10日（月）午後2時50分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席12名 欠席 5名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	欠席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	欠席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	欠席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 参事監 箕浦 勝宏	参事監 真田 明彦
農地担当課長 佐藤 孝司	担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 奥山 英明	副主査 柴田 美佳
副専門監 浦田 隆次	

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等
- (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について（地役権の設定）
 - (3) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (5) 転用事業計画変更承認申請について
 - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 - (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

8番：國定 豪 12番：小橋 久宣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会
第93回総会を開会します。(あいさつ)

議長 議事録署名委員を指名します。8番 國定 豪委員、
12番 小橋 久宣委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

また、11月19日に許可の議決のあった北区粟井の18条解約許可申請につ
きましては、11月28日の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申があり
ましたので許可指令書を交付しています。

議長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請に
ついての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いし
ます。

奥山係長 1ページ1番、受人は芳賀に居住し、約1.6ヘクタールの農地を耕作する
農業者ですが、増反により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は野殿東町に居住し、約36アールの農地を耕作する農業者で
すが、受贈により日吉町の田について共有持分の一部を所有権移転しよう
とするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は尾上に居住し、約75アールの農地を耕作する農業者ですが、

増反により尾上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から3番の3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1 ページ4番、受人は津寺に居住し、世帯で約49アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により津寺の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は撫川に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は足守に居住し、世帯で約2.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により足守の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は吉宗に居住していますが、和井元の田を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許

可要件を全て満たしていると考えます。

8番、受人は小山に居住し、約91アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により小山の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受人は倉敷市栗坂に居住し、世帯で約49アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大内田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、4番から9番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2ページ10番、受人は法界院に居住し、約33アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町角石谷の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番から15番は、同時申請ですので併せて説明いたします。

受人は、平成30年1月に設立され、赤磐市に本店を置き、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により建部町西原の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下

限面積 30 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で 10 番から 15 番までの 6 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3 ページ 16 番、受人は内尾に居住し、世帯で約 2.5 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 50 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17 番、受人は迫川に居住し、世帯で約 29 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により北七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積 50 アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18 番、受人は迫川に居住し、世帯で約 82 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 50 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19 番、受人は彦崎に居住し、世帯で約 1.1 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により彦崎の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 50 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で16番から19番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区19番までの19件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（2）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、地役権の設定の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ1番、この案件は、本年10月18日開催の総会において許可になった案件と同一ですが、受人の名義が変更となったため、再度、申請されたものです。なお、許可になった申請については、取り止めとなっています。

受人は、惣爪の申請地隣接の宅地を所有しており、母親が居住していますが、申請地に住宅用の排水管を埋設するため、申請地に地役権を設定しようとするものです。期間は、許可後から永年です。農地の下部に管を埋設しても、上部の畑としての利用に支障がなく、許可は妥当と考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（2）については、北・吉備地区1番の1件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（3）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 5 ページ1 番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請人は、平和町に居住する農業者ですが、申請地を農地改良し、ブドウ栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、平成31年1月7日から平成31年3月31日までです。

申請地は農用地ですが、農地改良の一時転用であり、例外的に許可が可能で、また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、1 番の1 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（3）については、南区1 番の1 件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（4）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6 ページ1 番から7 ページ5 番までは、同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

1 番、申請人は、中区乙多見の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、夫の実家に近く、また、妻の勤務地からも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

2 番、申請人は、大供二丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもが生まれたことに伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、夫の実家に近く、また、夫の勤務地からも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人は、下中野の借家に家族3人で居住していますが、子どもが産まれたことに伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の実家に近く、また、夫の勤務地からも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は、中区清水の借家に家族3人で居住していますが、子どもが産まれたことに伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、夫の実家に近く、また、夫の勤務地からも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は、今保の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、夫婦の勤務地から近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は、ドッグランです。申請人は、万成西町で犬猫病院を営む法人ですが、病院を利用する犬の運動不足・ストレス解消やリハビリ治療を行うために必要となるドッグランの設置を計画し、病院から近い申請地を所有権移転し、ドッグランとして転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7ページ7番から8ページ13番までは同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

7番、申請人は、西古松の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、夫の勤務地から近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は、辰巳の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、夫の勤務地から近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は、高柳西町の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、夫の親族の家が近く協力が得られやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は、広島市安佐南区の借家に家族5人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、現在、転勤により新幹線通勤を行っている夫の勤務地から近く、通勤の負担が大幅に軽減できること、また、妻の親族の家が近く協力が得られやすいことから、申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は、中区高屋の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え住居が手狭となったため、夫の実家から近く、また、夫の勤務地からも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は、今三丁目の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の勤務地から近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は、田中の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の親族の家が近く、また、夫婦それぞれの勤務地から近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、7番から9番については、駅から500m以内の2種農地、10番から13番については駅から300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的はいずれも問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等一般基準も問題ないと考えます。

8ページ14番から9ページ19番までは同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

14番、申請人は、中区原尾島の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、夫婦それぞれの勤務地から近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、新保の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、夫の実家から近く、将来、親の介護等相互に協力しやすいことから、申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は、野田の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の実家に近く、また、妻の勤務先から近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は、花尻あかね町の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、夫の勤務地が近く通勤に便利である申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、倉敷市茶屋町の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長により家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の勤務地から近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は、高柳東町の持家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、夫の実家が近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は、売却予定です。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、平成30年12月農振除外済の案件で、転用目的は墓地です。申請人は、北区田原地内の山中に墓地を所有していますが、所有墓地の地盤が緩く地盤沈下が進行しているため、墓地の移転が急務であり、また、参道も急勾配で、近年はイノシシ等の害獣により参道が荒らされ、通行が困難な状態であることから申請地を所有権移転し、墓地を移転しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、平成30年12月農振除外済の案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、田益で歯医者をお営む歯科医ですが、患者の増加に伴い駐車場が不足しており、また、既存駐車場に障害者用駐車場がないため、新たに障害者駐車スペースの新設を行うと共に、それにより減少した駐車台数を確保するため申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から21番までの21件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 9ページ22番と10ページ23番、11ページ26番は、同じ地域ですので同時に説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

22番、申請人は、庭瀬の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、親族の家に近く、また、夫婦の勤務先への通勤が便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10ページ23番、申請人は、今保の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、親族の家に近く、また、夫婦の勤務先への通勤が便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11ページ26番、申請人は、北長瀬本町の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、親族の家に近く、また、夫婦の勤務先への通勤が便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10ページに戻りまして、24番、転用目的は自己住宅です。申請人は、白石西新町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、現住居から600mの距離にあり生活環境が変わらず、また、妻の勤務先への通勤が便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、転用目的は自己住宅です。申請人は、久米の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、申請人の実家か

ら近く、便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、22番から26番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 11ページ27番、転用目的は、自己住宅で、平成30年11月農振除外済みの案件です。申請人は、御津宇垣の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、申請人の実家に近く便利の良い父所有の申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、転用目的は、店舗（調剤薬局）です。申請人は、昭和53年に設立され、福岡市に本店を置き、医薬品の販売を主な事業としています。申請地は、国道からすぐの場所であり、老人ホームと病院の間に位置し、周辺には多くの住宅が密集しており集客が見込めるため、申請地に賃借権を設定して店舗に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、27番から28番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様

の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 11 ページ 29 番、平成 30 年 12 月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、倉敷市中帯江の公舎に家族 4 人で居住していますが、仕事柄、勤務時間が不規則で夜勤等もあり、両親の協力を得るため、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、南区役所から 300 メートル以内の 3 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30 番、平成 12 年 5 月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場の敷地拡張です。申請人は、平成 8 年に設立され、倉敷市北畝に本店を置き、建設業・運送業を主な事業としています。現在、申請地の隣接地を資材置場として使用していますが、資材置場が不足しているため、隣接する申請地を所有権移転し、露天資材置場を敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール以上の 1 種農地ですが、「既存施設の拡張」に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31 番、転用目的は露天資材置場で、永久転用目的の一時転用です。申請人は昭和 51 年に設立され、北浦に本店を置き、建設業を主な事業としていますが、現在の資材置場だけでは不足しているため、本社から近く、広さも十分にある申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から 3 年間です。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32 番、平成 30 年 12 月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場敷地拡張です。申請人は平成 5 年に設立され、内尾に主たる事務所を置く医療法人ですが、リハビリ、デイケアの患者が増えているため、既存の診療所や老人保健施設の敷地に隣接し利便性の高い申請地を所有権移転し

敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、「既存施設の拡張」に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

33番、転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。申請人は昭和59年に設立され、福吉町に本店を置き、建設業を主な事業としていますが、現在の資材置場を返却しなければならないため、現資材置場に近く、間口も広い申請地を所有権移転し、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

34番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は平成27年に認可され、浦安本町に事務所を置く町内会ですが、使用する公会堂に駐車場がないため、公会堂に隣接している申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、「日常生活上必要な集落に接続した施設」に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

35番は、取下げになっています。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、29番から34番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）については、取下げの35番を除く、中・中央地区1番から南区34番までの34件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（５）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 １３ページ１番、平成３０年７月に農地法第５条所有権移転で許可となった案件ですが、当初から共有で農地転用許可を受ける予定であったものを間違えて１名で農地転用許可を受けたため、共有に変更しようとするものです。受人を共有にする変更以外の事業計画に変更はなく、協議会では承認意見となっています。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（５）については、南区１番の１件を承認と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（６）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 １４ページ１番の１件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への所有権移転です。計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会では、原案どおり承認意見となっています。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（６）については、南区１番の１件を原案どおり決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 １５ページ中・中央地区１番から１７ページ南区１３番までの１３件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、４番が遺贈による所有権取得で、その他は、いずれも相続による所有権取得です。あっせん希望は、１番があり、その

他はありません。あつせん希望のものは、内容を確認し、担当委員と協議予定です。いずれも各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（7）の13件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、18ページ1番から5番までの5件です。

転用目的は、共同住宅3件、賃貸住宅1件、露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、19ページ1番から9番までの9件です。転用目的は、分譲住宅地6件、自己住宅1件、位置指定道路・分譲宅地3区画・水路用地及び抑え盛土1件、露天資材置場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、20ページ1番から21ページ8番までの8件で、解約理由は転用目的が3件、耕作目的が5件です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、22ページ1番から2番の2件で、内容は農業用倉庫2件です。

最後に報告（5）農地改良届については、23ページ1番から4番の4件で、内容は普通野菜畑2件、果樹園2件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし

議 長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 平成30年度利用意向調査について、農業委員会だより第89号の発刊について、報告した。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定(1月18日(金)市役所7階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時50分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員